

令和2年度から適用される主な改正点

◎特例寄付（ふるさと納税）の自治体指定について

令和元年6月1日以降の特例寄附（ふるさと納税）について総務大臣が指定した自治体に限ることとされました。指定されなかった自治体に対する寄附額に控除の特例加算（上乘せ）はなくなりました。

◎住宅ローン控除の控除期間の拡充

令和元年10月から令和2年12月末までの間に居住された場合の住宅ローンの税額控除できる期間が3年延長され13年とされました。所得税から控除しきれなかった額は所得金額の7%（上限136,500円）の範囲で従来どおり市・県民税額から控除されます。

※コロナウイルス感染症の影響でやむを得ず令和2年12月末の入居期限が満たせなくなる場合でも一定の要件で特例が適用できることとされました。

令和元年度から適用される主な改正点

◎配偶者控除の改正

平成30年度までは、同一生計配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、納税者本人の所得に関わらず個人住民税では一律33万円（配偶者が70歳以上の場合38万円）の配偶者控除の適用を受けられましたが、令和元年度からは納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。

※同一生計配偶者：生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が38万円以下の人

配偶者控除早見表（市・県民税控除額）

納税者本人の合計所得金額	一般	老人（70歳以上）
900万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	適用なし	適用なし

◎配偶者特別控除の改正

平成30年度までは、配偶者特別控除の適用を受けられる配偶者の前年の合計所得金額の上限が76万円未満でしたが、令和元年度からは合計所得金額が123万円以下に引き上げられました。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者特別控除早見表（市・県民税控除額）

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円以下	0円	0円	0円
38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円

平成30年度から適用される主な改正点

◎給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が220万円（給与収入1,000万円）に引き下げられました。

改正前は230万円（給与収入1,200万円）が上限でした。

◎セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除の創設

適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の増進および疾病の予防へ一定の取組（※）を行う方がスイッチOTC医薬品（※）を購入された場合に、その年中に支払った金額が1万2千円を超えるときは、その超える金額（上限8万8千円）を所得控除できます。

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に購入されたスイッチOTC医薬品が対象です。

この特例を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

※一定の取組とは

(1) 特定健康診査（メタボ健診）(2) 予防接種 (3) 定期健康診断（事業主健診）(4) 健康診査 (5) がん検診

※スイッチOTC医薬品とは

要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

◎上場株式等の配当・譲渡所得等に係る課税方式の選択

上場株式等の配当・譲渡所得等（源泉徴収がある特定口座）について、所得税と住民税で異なる課税方式（申告しない・総合課税・申告分離課税）を選択できることが明確化されました。

課税方式を選択する場合は、住民税の納税通知書が送達される前に、所得税の確定申告書とは別に、住民税申告書を提出していただく必要があります。

平成 29 年度から実施される主な改正点

◎医療費控除に特例制度が創設されます

所得税・住民税申告時の医療費控除に「セルフメディケーション（自主服薬）推進のための医療費控除特例」が創設されます。

特定の検診等または予防接種を受けていることを要件とします。

平成 29 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までの間に、スイッチ OTC 薬の購入費用が 12,000 円を超えるときは、その超える部分の金額（上限：88,000 円）を、所得控除する新税制です。

（スイッチ OTC 薬とは要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です）
本特例と従来の医療費控除の併用はできません。

◎医療費控除の医療費の領収書添付が不要に

医療費控除（セルフメディケーション税制※を含む）の適用を受ける場合、現行の医療費等の領収書に代えて医療費等の明細書を添付することになります。

この改正は、平成 29 年分以降の確定申告書を平成 30 年 1 月 1 日以降に提出する場合に適用されますが、経過措置として平成 29 年分から平成 31 年分までの確定申告については、現行の医療費等の領収書を添付する方法でも提出できます。

ただし、税務署から領収書の提示・提出を求められた場合、応じる必要があるため 5 年間は領収書を大切に保存しておいてください。

◎上場株式等の配当所得等および譲渡所得等の課税方法の選択

市県民税納税通知書が送達される日までに、確定申告書とは別に市県民税申告書を提出いただくことにより所得税とは異なる課税方法（申告不要制度、総合課税、申告分離課税）を選択できることとなりました。

平成 28 年度から実施される主な改正点

◎所得税・住民税申告書へのマイナンバーの記載

平成 28 年分の確定申告から「マイナンバー（個人番号）の記載」+「本人確認書類の写しの添付」が必要となります。

また、住民税申告書を提出する際にもマイナンバーが必要です。

※本人確認書類とは次のものをいいます。

- (1) マイナンバーカード
- (2) 「通知カード」および「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」
- (3) 「マイナンバーが記載された住民票の写し」および「運転免許証等の顔写真付きの身分証明書」

◎ふるさと納税の控除限度額の引上げ

平成 28 年 1 月 1 日以降に行われたふるさと納税について、住民税の特例控除額の上限が所得割額の 2 割に拡充（従来は 1 割）されました。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者の方がふるさと納税を行われる場合に、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みが創設されました。

特例の申請には、ふるさと納税先の自治体数が 5 団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

控除金額は、所得税の軽減相当額を含めて翌年度の住民税から控除されます。

※平成 27 年 4 月 1 日以降の寄附が対象です。

◎公的年金からの仮徴収税額の算定方法の見直し（仮徴収税額の平準化）

仮徴収税額（4・6・8 月から差し引く税額）を「前年度分の公的年金等に係る住民税の年税額の 2 分の 1 に相当する額とする」こととされました。

※平成 28 年 10 月 1 日以後に実施する特別徴収から適用されます。

（補足）この改正は、仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであって、年税額の増減を生じさせるものではありません。

◎他市町村へ転出された場合などの公的年金からの特別徴収の継続

特別徴収対象者の方が賦課期日（1 月 1 日）後に他市町村へ転出された場合や公的年金等の所得にかかる税額に変更があった場合でも当該年度中の特別徴収が継続されます（一定の要件あり）。

※平成 28 年 10 月 1 日以後に実施する特別徴収から適用されます。